

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費 102百万円（104百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている状況にある。このような状況を踏まえ、ジフェニルアルシン酸による汚染が確認された井戸の水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者であって、ジフェニルアルシン酸のばく露が確認された者（対象者）に対して、引き続き医療費等の給付や健康管理調査、小児期にばく露された者に対する精神発達への影響に係る経過の把握のための精神発達調査等を実施するとともに、臨床医学等の専門家からなる検討会を運営する。

2. 事業計画

事 業 内 容	15～22年度	23年度	24年度	25年度～
医療費等の給付	██████████	██████████	██████████	████████→
健康管理調査	██████████	██████████	██████████	████████→
精神発達調査		—	██████████	████████→
小児支援体制整備事業	—	██████████	██████████	████████→
検討会の運営	██████████	██████████	██████████	████████→

3. 施策の効果

対象者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより治療を促し、著しいばく露を受けたと認められる者等に対して、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資する。

なお、本事業については、平成26年6月を目途として見直しを行うこととされ、環境省が、事業の目的を達成したと認めたときに終了するとされているが、ジフェニルアルシン酸の健康影響や治療法が解明されない間は、閣議了解に基づき、緊急措置事業を継続することが必要となる。

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費

<趣旨>

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

<対象者>

- ①有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、
②毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者

専門家による検討会
(環境省)の審査を経て
確認

<実施状況>

◇申請受付開始日
平成15年6月30日

◇対象者数等
(平成24年4月1日現在)

医療手帳対象者 150名
(累計 157名)
うち健康管理調査対象者 29名

申請者数 565名
申請棄却者 408名
分析調査中等 0名

◇事業見直し等

・平成18年6月7日
平成18年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、当初3年間実施とされていた健康管理調査の継続を決定

・平成20年5月22日
平成20年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成20年7月以降も事業を継続することを決定

・平成23年6月
平成23年度第2回臨床検討会での意見を踏まえ、平成23年7月以降も事業を継続するとともに、小児期にばく露され、相当程度の精神発達への影響がみられた者に対し、精神発達調査を実施することを決定

<給付内容>

医療手帳の交付

- ・医療費(自己負担分を公費負担)
- ・療養手当(通院:月15,000円、入院:月25,000円)(併給なし)
- ・健康診査(年1回)(公費負担)

特に汚染の著しい井戸水の飲用者 →健康管理調査の実施(健康状態等に係る報告票の提出による調査を実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)	な 入 し 院 歴	<ul style="list-style-type: none">・健康管理調査費用(月20,000円)・健康管理調査協力金(300,000円)【初年度当初】
	あ 入 り 院 歴	<ul style="list-style-type: none">・健康管理調査費用(月20,000円)・健康管理調査協力金(700,000円)【初年度当初】
小児期にばく露され、相当程度の精神発達への影響がみられた者 ※平成23年度～ →精神発達調査の実施(精神発達等に係る報告票の提出等による調査を実施)		<ul style="list-style-type: none">・精神発達調査費用(月50,000円)

<その他>

小児支援体制整備事業の実施

※平成20年度～

(医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権者等からの申請があつた者を対象)

一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、支援の実施について調整を行う